

(参考) BPOに送付した質問項目

BPOへの質問項目について

1 BPOの役割について

- ・ BPOの役割に関して、①放送事業者と視聴者との立ち位置はどの辺りにあると考えるか。また、②制作・編集の現場との距離感についてどのように感じているか。BPOの3委員会それぞれについて違いはあるか。
- ・ BPOは、本来の役割・目的をどの程度発揮できていると考えるか。また、発揮できていない部分があるとするならば、(BPO自身、放送事業者、制作事業者、視聴者等別に) その原因と対策についてどう考えるか(BPOの仕組み・制度を改変する必要があるか、行政のバックアップ・立法措置が必要か、現場の制作・編成スタッフに望むこと、社会全般の環境づくり等)。

2 審議・審理等について

- ・ 審議、審理又はこれらに伴う調査(以下「審議等」という。)を行う判断基準及び審議等の結果として見解、勧告又は意見(以下「勧告等」という。)を行う判断基準を教示いただきたい。また、当該判断基準は公開されているのか、非公開の場合はその理由は何か。
- ・ 放送事業者に対して放送内容の真実性や、その作成過程に関する問題が指摘された事例において、放送事業者側が自主的に行った調査の内容や調査結果を具体的にどのような方法で検証しているのか
- ・ 放送内容の真実性が問題になった場合、放送倫理検証委員会の審理において、編集前の生テープを提出させているのか。
- ・ 発足当初の放送倫理検証委員会の審理と現在の同委員会での審理では、検証の方法、事業者に対する対応がどのように異なっていたと考えられるか(発足当初の事案に即して考えた場合、当時の同委員会の審理と現在の審理と具体的にどう異なるのか)。
- ・ 審議等において、放送事業者の倫理管理体制を事前に評価・チェックしているか。行っていない場合、その理由は何か。

3 活動内容等の周知について

- ・ BPOの活動の実効性を高めるには、視聴者の認知率が大きく関係すると考えられるが、国民のBPOの認知率はどの程度か。また、認知率向上を図るために取り組んでいることはあるか。

- ・ 勧告等を行った後、その見解・勧告内容が事業者（当事者である事業者及びすべての放送事業者・制作会社）の制作・編成に十分に反映されていると考えるか。いくども繰り返し重要だと指摘されている「意見」に対し、真剣な具体的な改善が放送局や制作会社でどう実行されたか、委員会が報告の聴取を行って確認したり、その結果の公表を行うことはあるのか。
- ・ 勧告等は逆に、制作・編成の現場に萎縮効果を及ぼしているとの指摘について、どのように考えるか。
- ・ 現在、地方ではBPOはどの様に機能しているのか。また、今後、地方でのBPOの取組をどの様に発展させて行く予定か。
- ・ 毎月刊行されている「BPO報告」の目的は何か。また、その目的は十分果たされていると考えるか。

4 視聴者からの意見について

- ・ 視聴者からの意見の全体的傾向（意見総数及び内容）を、どのように分析しているか。また、事業者別の視聴者意見数を開示することについて、どう考えるか。
- ・ 放送の多様性・真実性等に関する意見・要望等、毎月多く寄せられている視聴者からの意見を、放送事業者・制作事業者の放送及びBPOの活動の改善に具体的にどのように活かしているか、また、現在十分に生かすことができているのか、評価を伺いたい。活かされていないとすれば、どのような取組があり得るか。例えば、意見の分析結果を関連する事業者側に伝え、当該事業者からの意見、反論又は改善点を公表することは、現在のBPOの立場・能力からみて可能か。

5 その他

- ・ BPOの放送事業者からの「独立性・中立性」について、どのような配慮や対策を行っているか。視聴者の理解・納得が十分得られていると考えるか。不十分な場合、原因と更なる対策についてどう考えるか。
- ・ 総務省の行政指導をどう考えるか。
- ・ 放送法が掲げる公平原則に関して、政府による行政指導が行われることを避けるために、BPOが放送界の自主的取組として判断することは可能か、また妥当と考えるか。（個々の放送事業者の判断に委ねるべきだと考えるか。）
- ・ メディア・リテラシーを高めていくことも今後BPOの重要な役割になっていくと考えるが、具体的な提案等あれば教示いただきたい。
- ・ 現在、活動の対象外となっているコミュニティ放送、インターネット放送などの取扱いに関して、どの様に考えるか。

- ・ 地方局等で制作された多様で優れた放送番組に他の地域からも自由に（有料でなく）アクセスできるための方策検討や、CMの内容・タイミング・音量等への批判・要望に対する方策検討、インターネットとの関連の問題についての対策等、現状の3委員会では取り扱わないテーマについて、放送事業者からより独立した「視聴者サイド」の目線で検討を行う新たな委員会を作り、視聴者の良識ある建設的な意見に応じていくこともこれから重要と考えるが、どうか。
- ・ 当フォーラムのBPOをめぐる議論をご覧になっての意見・反論や今後の議論に対する要望等があれば、自由に出していただきたい。

(参考) 意見等 ※回答を求めるものではない。

- ・ BPOは番組を監視したり規制したりする機関ではありません。BPO設立の歴史を振り返っても、その時々政治、行政のメディア規制の動きに対抗して、業界の自主自律を強化しそれを対外的にアピールすることで外部の介入、権力の干渉を排そうとしてきたものです。よって、当フォーラムも、BPOの「監視・規制機能」を高めるための直截的議論の深化を行うことは避けるべきだと思います。当フォーラムが、「BPOは（放送事業者による報道・表現の自由を守る（公権力による介入を防ぐ／必要とさせない）ための）自主的規制機関として十分に機能しているか」といったチェックを行うこと自体、相当程度の圧力と受け止められる危険性があり、質問には十分な注意が必要です。

しかし、繰り返される不祥事を見ると、1局の問題が他局で共通の問題として認識されていない、1局の中でも、問題意識が末端まで浸透していないことがわかります。一般視聴者のBPOに対する批判意見も多いと聞きます。そのことが、結局、再び権力の介入・規制を招くことになるわけです。当フォーラムとしては、まずBPO自身が、どのような現状認識を持っているかの説明をいただいてそれを共有し、さらに、当初の目的を達成するためには何が必要か、どこに何をしてもらいたいか、BPOの見解を聞くことが第一と考えます。その上で、必要とあれば、BPO以外の放送事業者らからのヒアリングを行うべきです。

- ・ BPOについて私見を申し上げれば、NHKと民放連、民放連加盟会員各社の放送倫理・番組向上機構であるBPOの存在には、私は全く異議ありません。主要放送局が自らの公共性と社会的影響を鑑みる機構を持ち、それぞ

れの言論と表現の自由を確保し、視聴者の基本的人権を擁護するため、自主的に独立した第三者の立場から対応することは当然の行為です。放送における放送局各自の自律の意識、それが存在することは当然のことです。しかし、自律というものは、組織の前に、先ず個人一人一人にあるべきもので、必ずしも組織だけに依存するものではありません。放送の真実・表現の自由の問題は、先ず個人に自立した責任としてあります。どの事実をどう伝えるのか、それを選択し、制作し、編集し、放送する人、それぞれの個人の責任が最初に重要になります。それを高い見識をもって伝えることが重要であり、あらゆる放送・通信の自由なる表現は、その個人の見識からはじまります。個人の次に組織の問題になります。放送された内容の前に、見識の高い人が放送を行っているか、そういう人を組織が育てているか、起用しているか、その人を本当に信頼しているか、その人に正当な対応をしているか、それが組織の課題です。真実を守る前提の構造が組織に出来ているかどうかということです。真実を伝えようとする見識が、国民の権利を守る上で、表現の自由を守る上で一番重要なことです。BPOの問題の前に、個人の責任、放送局の責任が問われるべきです。BPOがどのように対応しようと、個人の意識、個人に対する組織の意識・構造が間違っていれば、対応の意味がありません。BPOが存在し、機能しても、その意見は単なる贖罪のためのものになってしまう。

放送界が自主的に表現の自由、国民の権利を守る任意団体を持つことは、賛成です。間違っていないのは、それがすべての放送、表現、権利についての判断を制するものではないということです。BPOの判断が必ずしも放送界すべての真実、正論ではないということです。これはこれまでのBPOの判断の価値を支持していないということではありません。BPOはこれまでも、優れた調査と判断を提示しています。この調査、判断は、将来生じるかもしれない事実の捏造、一方的解釈、不当な要請による報道、無知なるが故の間違い報道、軽率さから生まれる誤認報道、不当な取材方法などを防ぐためには、必要なことです。BPOはこれまでの活動で詳細な数多くの調査を報告しています。しかし、それは当然、放送界でおきた問題すべてについての調査、解決ではありません。放送界には、国民から、あるいは放送関係者から、各種の問題提議がなされています。BPOはその一部に対応をしているだけです。放送界の問題をすべてBPOに委ねるといふ放送実態ではありませんし、そういう時代でもありません。このフォーラムは、放送局、視聴者に加え、外部制作者、他の放送メディア関係者、通信メディアの関係者にも対応していくことがこれからは重要でしょう。

- ・ 放送上の倫理問題や苦情等に対して、BPOが第三者機関として健全なチェック機能の役割を果たし、結果として放送文化の発展に寄与するための組織であり、これまでの活動状況を鑑みた場合、必要な対応を行っていると思います。特にキー局や準キー局のように組織的にも人力的にも余裕のない地方局が、番組に対して様々な抗議や苦情を受けた時、その検証をBPOが行い、地方局もその検証を更に再検証することでメディアとして機能的な役割を果たすことができると思います。

現在のBPOに対して、放送局への勧告・見解・意見以上の権限、即ち罰則等を加えた司法的な強制権限を付加させることは、その第三者的な立場の機関としては、相応しくありません。当然のごとくその行為は表現の自由を圧迫し、狭めることになり、メディアとしての機能を委縮させます。放送局に対して勧告・見解を述べ、放送局側が自らそうした見解等に対して自己検証し、場合によってはそれに従い、場合によってはそれを是としない放送局側の主張を伝える、という行為を通じて放送局の自助努力を高めていくことが、BPOの存在意義に繋がると判断します。

中央よりも地方におけるBPOの存在意義を、もっと視聴者に広報PRする必要があると思われまます。視聴者からの不満や抗議が正当なものであるのか、それをチェックする機関としてBPOが存在する事を視聴者や取材対象者が認知し、様々な疑問点や問題点がBPOに寄せられ、それら疑問点等の是非が判断され、その結果を視聴者が広く受け止めていくことで、抗議の質的な向上が図られていくと思います。

- ・ 犯罪や刑罰の分野で今問題になっていることに **Penal Populism** という現象があります。簡単に言ってしまうと、BPOが勧告した光市母子殺害事件に関する報道がその代表例と言ってもいいでしょう。テレビを中心とするマスコミが、視聴者の共感を得て視聴率を高めようと、犯罪事件や裁判について善対悪という、わかりやすく、しかも単純な構図を当てはめてストーリーを作りあげ、視聴者の情緒に訴えるような報道番組作りをしてしまう傾向のことです。その結果、ストーリーに沿った情報のみが、時にはかなり誇張された形で報道され、正確な事実が十分に視聴者に伝わらず、光市事件のように報道にあおられた世論が加害者やその弁護人をバッシングするといった現象が起きてしまうのです。こうした現象は凶悪事件に限らず、事故の報道でも頻繁に見られます。

殺人の認知件数が戦後最低を更新しつつある現在、逆に治安が悪化していると感じる人が多いのはこうした報道によるものだと考えられます。テレビは、事件や事故について特集を組む際にも、その事件や事故が偶然起きたものでは

なく、モラルの低下や組織的な隠蔽などなんらかの構造的な問題が背後にあつたり、社会的な背景を持っていたりと報道した方が視聴者の理解を得られやすいため、十分な根拠もないまま、構造的な問題として報道しがちです。最近の、虐待死に関する報道でも、児童虐待の相談件数の増加と最近の虐待死の事例を列挙しながら、家庭の崩壊や親のモラルの低下を背景に虐待死の問題が深刻化しているかの報道を繰り返していますが、虐待によって死亡する児童の数が増加していないことは報道しません。虐待の相談件数が増加しているのは、児童虐待に対する人々の関心が高まり相談しやすくなったためで虐待そのものが増加しているためではありません。虐待を含めて暴力で命を奪われる幼児・児童の数は減少しています。虐待問題が深刻化していると報道したほうがストーリーに深みが出るし、視聴者の憤りに共感しやすいことと、マスコミの不十分な調査しかしないことがそうした偏った報道につながっているのです。虐待は深刻な問題です。マスコミは世論に問題提起をしようとしているのかもしれませんが、しかし、問題提起をしたいのであれば、問題の深刻さだけを強調するのではなく、事実を正確に伝えなければ虐待に対する不安や憤りだけが高まって、正しい解決策にはつながりません。こうした風潮の延長線上にやらせ番組もあるのではないのでしょうか。

これに対する一つの対策としては、視聴者のメディア・リテラシーを高めることが考えられます。ただ、同時に、報道する側にも客観的な事実を正確に報道する義務、あるいは報道させるような仕組みが必要だと思います。このあたりについて、**BPO** として、行き過ぎたケースについてだけ勧告する以外に、なにか抜本的な対策をテレビ局等に求めていく考えがあるのかどうか。あるとしたらそれはどのようなものなのか。

また、メディア・リテラシーを高めていくことも今後 **BPO** の重要な役割になっていくのだと思いますが、それについて具体的な提案等あればご教示ください。

以上